

2024年5月30日

東武トップツアーズ株式会社

公正取引委員会からの排除措置命令について

当社の青森支店(青森県青森市)は、青森市の新型コロナウイルス感染症患者移送業務において、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2023年11月15日に公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。以降、公正取引委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、独占禁止法第7条2項の規定に基づく排除措置命令を受けましたので、ご報告申し上げます。

お客さまならびにお取引先をはじめとする関係者の皆さまに多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社はこれまでもコンプライアンスの徹底に努めてまいりましたが、引き続き法令を遵守し、再発防止の取組を継続してまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

青森市の新型コロナウイルス感染症患者移送業務における不当な行為を取りやめ、今後同行為を行わないこと、ならびに今後の再発防止のために必要な措置を講ずることなどを命じられました。

2. 今後の対応

この度の排除措置命令を真摯に受け止め、今後もより一層の再発防止の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

以上